

議第18号

和解及び損害賠償の額の決定について

高山市と、[REDACTED]（相手方）との間で、[REDACTED]付で締結した土地等売買契約上の錯誤に起因する損害に関し、相手方と和解し次のとおり損害賠償金を支払うこと等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

令和4年3月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

1 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

2 和解の内容

- (1) 相手方は、[REDACTED]の土地建物（一部を除く。）について、高山市へ12,909,431円で売却する。
- (2) 高山市は、[REDACTED]について、相手方へ7,718,500円で売却する。
- (3) 高山市は、相手方が[REDACTED]の営業を開始するために費やした建物改修費等経費52,852,164円を賠償する。
- (4) 高山市及び相手方は、前号の賠償に関し、同号に定めるものの他には、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。